

沿道掲示物に関する調査・整備への一考

日満化学工業（株） ○正員 召田 紀雄
近畿ニチレキ工事（株） 正員 安達 竹夫

1. はじめに

近年、良好な都市景観形成のための積極的な投資が行われるようになってきており、屋外広告物の秩序ある掲示も都市の美的風致を維持するために欠かすことのできないものとなっている。

都道府県知事がこうした広告物の許可、指導を行っているが、受付、更新等に要する事務も増大している。

屋外広告物はその種類、数量が多く、現状では台帳等の整備、保存も煩雑であるが、これを整理し、データベース化することにより検索、更新等の事務改善を図ることができ、また、容易な検索により、都市の美観、風致を維持する上での屋外広告物に対する一定な方針を得ることができるものと考える。

当報告は、こうした背景を考えながら屋外広告物に関するデータベース化を説明するものである。

屋外公告物許可台帳		(A A 土木事務所)	
— ANIC SYSTEM —			
新規番号 XX第 10005 号		新規許可年月日 昭和 59 年 05 月 05 日	
新規許可年月日 昭和 59 年 05 月 15 日			
更新番号 XX第 20005 号		更新許可年月日 昭和 61 年 04 月 25 日	
更新許可年月日 昭和 61 年 05 月 05 日		許可期間 自 昭和 61 年 05 月 05 日	
許可期間 至 昭和 63 年 05 月 04 日		許可可能期間 2年間	
申請者		略称 マツタ 氏名 松田運送店 住所 A A 市 B B 町 5-55 電話番号 065 55 5555 郵便番号 555 業種 運輸、通信業	
管理者		氏名 J 05000 住所 J J 05000	
設置場所		A A 市 C C 町 5-55 区域 許可区域 画面位置 0505 路線番号 05	
広告内容		松田運送店 自家用広告	
広告用途		K J 0500000 土地所有者 K T 0500	
広告規模		合計面積(平米) 55.5 手数料(円) 15.290	
NO		面積 建築確認 道路占用 照明設備 設置箇所 設置形態	
1		55.5 確認無 占用無 照明有 野立 広告塔	

表-1 屋外広告物台帳例

2. 屋外広告物台帳

屋外広告物一件について一つのデータを作成しておく。これは登録番号（新規登録）毎に作られるが、その内容の一例として表-1を示した。申請者には頭3文字で略称を設けた。図面位置とは管内図をメッシュに切断し、そのX軸Y軸を読みとることで設置位置を図面上で認識することとした。広告内容は、主たる広告物にみられる広告文字とした。広告規模とは同一登録番号内に複数基の広告物があればその数に応じて10基までファイルできることとした。表-1はこうした内容を具体的に示した屋外広告物台帳の一つである。

3. 検索と更新手続きの通知

管内図の中で図面座標を読み取り、当該座標軸をインプットするとその座標軸に見られる広告物件が全て認識できる。表-2は図面座標0505を指定し、その中で登録番号NO.10005の広告物が検索された例である。当該機能は申請者の略称や、新規番号をインプットしても同様に働き、表-2の仕様にて検索結果を得ることができる。また、必要に応じて表-1にみる屋外広告物台帳をも検索できる。

一方、更新時期が近づいてきた場合、例えば昭和63年5月1日から昭和63年5月31日までの期間を条件で検索すると、この期間に更新しなければならない広告物が表-3に示すアウトプット情報にてその全てを認識できる。当例では登録番号NO.10005の場合を示した。

ここで検索された広告物の申請者には更新手続きの連絡が必要となる。更新対象者は表-3で確認できているので、該当する新規番号をインプットすれば、電算機より通知書がアウトプットされてくる。この通知書を封筒に入れて発送するだけで申請者への連絡は可能となる。通知書には更新手続きの方法や必要書類、そして、その手数料が記載され、最後に現在受けている屋外広告物の概要が表-1に準じて記載されている。

4. まとめ

沿道環境を保全するためにも秩序ある広告物の整備が必要である。その件数が増大してきた現在、電算化は必須課題である。また、電算化によって事務の合理化も図れるので、今後、ますます屋外広告類のデータベース化が注目されてくると考えている。ここではいくつかの説明に止めたが、使い勝手を考えると十分といえない面も多々あると思われるが、今後更に手を加えたいと思っている。最後になりましたが、御助言を頂戴した静岡県都市住宅部加瀬沢義弘氏および関係各位の方々に対し感謝の辞を表したいと思います。

(以上)

広告場所	:	AA市CC町5-55	図面座標	:	0505
主広告内容	:	松田運送店	広告件数	:	01
申請者氏名	:	松田運送店	電話番号	:	NO. 055 55 5555
期間 自	:	S. 610505	新規番号	:	NO. 10005
期間 至	:	S. 630504	更新番号	:	NO. 20005

表-2 検索時の出力調書例

下記の件は、更新時期に来ております [検索は、次の期間で、いたしました]						
更新期間 自	:	S. 630501	更新期間 至 : S. 630531			
許可期間 自	:	S. 610505	新規番号 :	NO. 10005	広告内容 :	松田運送店
許可期間 至	:	S. 630504	更新番号 :	NO. 20005	広告件数 :	01
申請者 氏名	:	松田運送店	電話番号 :	NO. 055 55 5555		
申請者 住所	:	AA市BB町5-55	郵便番号 :	NO. 555		
広告設置場所	:	AA市CC町5-55				

表-3 更新時期に来た広告物の検索調書例